

ハーグ協定及び特許法条約実施法案、大統領署名を経て成立

2012年12月18日
JETRO NY 諸岡

12月18日、オバマ大統領は「ハーグ協定及び特許法条約実施法案¹」に署名し、同法²が成立した³。

今回の法案は、9月22日に上院本会議で可決された法案⁴をそのまま12月5日に下院本会議でも可決したものの⁵。

したがって、上下両院通過後の法案に相違はなく、オバマ大統領の署名を待つだけとなっていた。

ハーグ協定関連部分は、大統領署名から1年後または同協定の米国での発効のいずれか遅い方に施行される。

また、PLT関連部分は、大統領署名から1年後に施行され、原則として

- ① 施行日以降に発行された特許
- ② 施行日より前に発行された特許
- ③ 施行日以降の出願
- ④ 施行日に継続している出願

が対象となるが、施行日より前に訴訟の対象となっている特許等については適用が除外される。

(了)

¹ 「To implement the provisions of the Hague Agreement and the Patent Law Treaty」

² [S.3466](#) (PDF)

³ ホワイトハウスの[プレスリリース](#)

⁴ 2012年10月2日付 NY 発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、上院本会議を通過](#) (PDF) 参照

⁵ 2012年12月5日付 NY 発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、下院本会議を通過](#) (PDF) 参照